

地方議会議員年金制度改革を求める意見書

地方議会議員年金制度の根拠法は、地方公務員等共済組合法である。同法の一部を改正する法律が平成14年4月に成立し、翌15年4月から施行されている。その内容は、各議員の負担する掛金率が1%から2%の範囲での増加、特別掛金率が1.5%から4.5%の範囲での増加、そして税金の投入となる公費負担率が標準報酬月額0.5%から1.5%の範囲での増加、及び既裁定者を除いて給付の10%から20%の削減等である。結果、本市の場合、平成13年度には1,708万円、平成14年度には1,692万円、そして制度が変更された平成15年度には1,934万円もの税金が投入されている。制度変更の結果、平成15年度は平成14年度と比較して、242万円税金が多く投入される結果となった。

近年、議員定数の削減や市町村合併の進展に伴う会員すなわち地方議会議員数の減少、運用利回りの低下、年金受給期間の延び等により、地方議会議員年金制度の財政は極めて厳しい状況にある。全国市議会旬報によると、平成17年1月末日段階で、受給者が3万6,900人であるのに対し負担者は2万637人となっており、1人で1.8人分の受給者を支える状態である。国民年金が3.6人で1人の受給者を支えていることと比較しても、その異常さが際立っている。税金に頼ることなしには存続できるはずもない、無理な制度なのである。議員年金を管轄している地方議会の議員共済会が年金の支払い額を減らすと決めれば減らせるにもかかわらず、実際に議員年金を管轄している全国市議会議長会が設置している「地方議会議員年金制度検討会」の議論を見てみると、制度維持ありきの議論でしかない。こうした数々の現象に対し、地方議会議員年金制度自体に各地で多くの疑問が投げかけられているのは周知の事実である。

ここで確認すべきことは、この制度が地方公務員等共済組合法という法律の中で制定されているという事実である。国の法律で定められている以上、国会でしか改正できない。つまり、仮にとある地方議会の議員全員が議員年金の廃止を提案しても、国の法律で決まっていることなので、不可能ということであり、地方議員みずからが改革できないシステムになっている。現に、平成14年4月に同法が改正された時には、市議会議員共済会が、地方議会議員年金制度についての報告を総務省に対して行い、それを受けて総務省が、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を国会に提出する形となっている。

そもそも地方議会議員年金の税金負担分は各自治体の税金で支払われている以上、本来であれば各自治体においてみずから支給額もしくは制度自体を決めることができなければならないはずである。その観点からするならば、本来、地方議会議員年金制度は、国の所管ではなく、地方の所管でなければならない。その点からすると、現状の制度は、地方分権ないし地域主権の流れの中、全く逆行して

いる制度になっているのである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、制度のあり方を含めた地方議会議員年金制度改革を早急に検討されるよう強く要望するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月22日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄